

国立市富士見台2-47-1 国立市役所南部地域まちづくり課内 TEL 042-576-2111 (内 345・346)

「農地を活かし、地域を育てゆく」を合言葉に、地域の農業振興に取り組みます。

本年もよろしくお願いたします

明けましておめでとうございます。平素より農業委員会の活動につきましてご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成29年に生産緑地法の一部改正により指定下限面積の引き下げ及び一団要件の緩和、平成30年4月1日に特定生産緑地制度が施行されました。

特定生産緑地制度は、指定告示から30年を迎える前に買取申出の開始時期を自らの意思により10年延長する制度で、特定生産緑地に指定しない場合は固定資産税が段階的に宅地並み課税に移行するほか、新たに相続税納税猶予制度の適用が受けられなくなります。

先祖から受け継いだ家と農地をどのように次の世代に引き継ぐかは今の当主の責任です。また「家」は当主ひとりでは守れません。農家にとって大切な農地に関すること、農業の継続に関する事を一年の初めに是非、家族で話し合しましょう。



国立市農業委員会会長
きたじまよしあき
北島義昭

特定生産緑地地区制度の指定について

◎特定生産緑地制度とは

これまで、生産緑地の買取申出は、生産緑地の指定から30年(旧法では10年)とされてきましたが、所有者の意向をもとに「特定生産緑地」として指定することで買取申出の開始時期を10年延長することができる制度です。この10年経過後は、改めて所有者の同意を得て繰り返し10年の延長ができます。ただし、特定生産緑地は現在の生産緑地の指定から30年を経過する前に指定することが要件です。**尚、特定生産緑地に指定しなかった場合、新たな納税猶予の適用はできません。**

◎特定生産緑地にしない場合は

生産緑地は、30年経過後も生産緑地ですが、いつでも買取申出を行うことができます。ただし、固定資産税等の税制面で違いがあります。(個別に課税課にご相談ください。)

また、旧法指定の生産緑地は特定生産緑地に指定しなくとも、税制面の変更はありません。

指定手続きの流れ

所有者の指定意向の確認



所有者による農地等利害
関係人全員の同意取得
所有者による指定の申請



都市計画審議会での意見聴取



指定の告示



農地等利害関係人への通知

ご相談は、都市計画課まで

第41回 国立市農業まつり開催!

11月10日・11日の2日間、晴天の中、国立市役所西側広場を中心に国立市農業まつりが開催されました。市役所1階ロビーでは、農家の皆様が育てた野菜の品評会が行われました。今年は、例年にない天候不良の中でしたが、その中でも見事な野菜が出品され、それぞれ評価されました。

市役所西側広場・谷保第四公園では、JA東京みどり国立地区青壮年部による野菜の販売やJA東京みどり職員による出店、国立市商工会女性部、国立市消防団第一分団、くにたち・イタリア商店の会、くにたちの暮らしを記録する会にご協力を頂き飲食店等の出店、ポンプ車の展示、輪飾り作りの体験コーナーなどで参加して頂きました。

また、例年好評企画の無料で配布された農業委員会による苗木、ふかしいも。国立さくらの会による、けんちん汁。JA東京みどり国立地区朝顔・鉢物生産部による、パンジー、ビオラはどれも大人気でした。体験イベントでは、大根ひっこ抜きが行われ、これも好評でした。展示物では、JA東京みどり国立地区野菜生産部による宝船。天候不良にも関わらず立派に出来ました。

11日には合同開催の国立市消費生活展と国立HISTORICA G.P.2018による旧車の展示があり、自動車遠征隊による我が国初のガソリン自動車遠乗会110周年にちなんで旧車を110の形に止め、高所からの撮影も行われました。どちらも大変な賑わいでした。色々な企画等があり、国立市農業まつりを通して国立市民に広く農業を紹介し参加し都市農業を理解してもらう目的は達成できたと思います。参加して頂いた皆さまに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。



野菜の直売は大にぎわい



農産物の品評会



谷保産ふかしさといもの配布



毎年好評の苗木の配布



くにニャンと宝船



くにたちの暮らしを記録する会
による正月飾り作り



みどりんも登場



大根引っこ抜きイベント

平成30年度「稲作体験学習会」を終了しました

10月4日(木)、古民家前の体験水田で、市内8校の小学5年生544名による稲刈りが行われました。

この日は、曇り空でしたが、オープニングセレモニーの後、注意事項を聴いて、第三小学校から鎌を持って田んぼに入り、鎌の持ち方、稲の刈り方の指導を受けて稲刈りが始まりました。

最初は戸惑いながらも恐る恐るやり始めましたが、慣れるに従いどんどん進み、稲刈りは楽しいねという言葉も出ていました。大人になったら農業をやりたいという声も。担当の稲刈りが終わると今度は、束ね方を教わり自分達で刈った稲を紐で束ねました。上手くいったり、少し緩かったりでしたが、無事に終了しました。

10月19日に農業委員会で脱穀、籾摺りを行い、玄米で、485.1kg、精米後391.1kgのお米を各学校に届けることができました。ご協力いただいたJA東京みどり職員の皆さま、各支部長の皆さま、教育指導支援課の皆さま、各学校の担任の皆さま、子供たちへの温かいご指導をありがとうございました。



城山さとのいえより

城山さとのいえでは、市民の皆さまから「次はどんな催しがあるの?」「去年のあのイベントは今年もやるの?」とお問合せをいただくことが多くなりました。ご期待度が高いのはやはり収穫体験です。それに加え、くにたち野菜にもっともっと親しんでいただくための「くにたち野菜料理講座」や、イベントを通して野菜がもらえる企画を着々と増やして好評をいただいております。

子どもたちが小さい頃からくにたちの農に触れ、家族や友達と思い出を共有することが地元の環境を守る考えにつながるとしたら、城山さとのいえもそのための役割を担う存在でありたいです。

2019年も、どうぞよろしくお願い申し上げます!



「わくわく稲作体験」。稲刈りは非常に暑い日だったにもかかわらず、子どもたちは真剣で楽しそうでした。



野菜の活用法を広げる料理講座。杉田重明さんのもち麦を野菜ソムリエCanacoさんが調理した回も盛況!



「さとやま秋のお楽しみ会」では着ぐるみが登場し、JA東京みどりによる野菜のくじ引きでは歓声が上がりました。



農業者のみなさんへ



農地利用状況調査を実施しました



肥培状況を確認しています



※農地はイメージであり、指導対象農地ではありません。

農業委員会では、平成30年10月15日に農地法第30条に基づいて市の固定資産税係職員、都市計画課職員と共に農地利用状況調査を実施しましたが、市内農地を見回る中で、肥培管理が必要な農地が見られました。

全て農地(生産緑地・宅地化農地など)は肥培管理を行い「農地の有効活用」を図る必要があります。特に生産緑地及び相続税納税猶予農地は、税制上の優遇措置を受けており耕作義務が課せられています。宅地化農地についても固定資産税、都市計画税ともに評価の控除がなされています。耕作の状況により、課税の変更がなされますのでご確認ください。

農地の肥培管理をしっかりと行わなければ優遇措置が見直される可能性があり、また周辺の方々のご迷惑にもなります。改善が必要とされた農地については、農業委員会から改善通知を送付し、なお改善が認められない場合には指導等を行います。

新任農業委員紹介

国立市の農地が減少する中、農業者の皆さんと新しい農業について考え、新鮮・安全な野菜を提供し、市民のみなさんから愛される仕組みを作っていければと考えています。



澤井 武 委員
平成30年10月30日任命

農業者年金加入のお知らせ

農業者年金は、確定拠出型の公的年金です。ご自身の将来のために貯蓄の一部を積み立てる感覚で加入し、税制特例のメリットを受けましょう。

【加入要件】

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 年間60日以上農業に従事

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る説明会を開催しました

去る平成30年12月5日(水)、市役所にて都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る説明会を開催しました。本法によって事実上困難であった生産緑地の貸借について、相続税納税猶予制度の適用を受けることや、相続が発生した場合に生産緑地の買取申出をすることなどが可能になります。ただし、本法による貸借を行う場合には、一定の条件がありますので、詳細は事務局までお問い合わせ下さい。